

小田原市監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定に基づき財産区定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和5年10月27日

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 鈴 木 敦 子

令和5年度定期監査（足柄財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和4年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 足柄財産区・大窪財産区・箱根町の共有地（箱根町湯本字城山 1005-1 外）において鉄道会社の設置する送電線鉄塔に関する収入が令和元年度以降依然としてない。

所管課によれば、令和5年度に神奈川県と鉄道会社が契約を締結し、令和元年度分に遡って収入される見込みとのことであるが、当該土地の使用に係る収入については、明確な権利関係の下で適切に事務を執行する必要がある。

令和5年度定期監査（大窪財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和4年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 大窪財産区・足柄財産区・箱根町の共有地（箱根町湯本字城山 1005-1 外）において鉄道会社の設置する送電線鉄塔に関する収入が令和元年度以降依然としてない。

所管課によれば、令和5年度に神奈川県と鉄道会社が契約を締結し、令和元年度分に遡って収入される見込みとのことであるが、当該土地の使用に係る収入については、明確な権利関係の下で適切に事務を執行する必要がある。

令和5年度定期監査（早川財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和4年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

令和5年度定期監査（下府中財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和4年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 財産区有林の管理を依頼した管理人に対する謝礼金を支払っていなかった。財産の管理に係る支出事務を適正に執行する必要がある。

令和5年度定期監査（桜井財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和4年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

令和5年度定期監査（豊川財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和4年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 施業管理台帳として提出された書面に一部の施業履歴が記載されていなかった。
財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産である山林の施業履歴については、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要と考えられる情報をしっかり記載すべきである。
- 2 財産区区有林の管理を依頼した管理人に対する謝礼金を支払っていなかった。財産の管理に係る支出事務を適正に執行する必要がある。

令和5年度定期監査（上府中財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和4年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 財産区区有林の管理を依頼した管理人に対する謝礼金を支払っていなかった。財産の管理に係る支出事務を適正に執行する必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、以下に記載する。

- 1 議員改選後の新たな正副議長の議員報酬について、当該職への就任日（令和5年2月15日）から当該職の単価を適用すべきところ、令和5年2月14日から適用して支給していた。小田原市上府中財産区議会議員の議員報酬等に関する条例第3条では、「議員報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた額の議員報酬を支給する」と規定されており、議員報酬は正確に支給する必要がある。

令和5年度定期監査（酒匂財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和4年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

なお、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

- 1 自治会連合会に交付した補助金について、事業の完了後に交付申請を受け、交付決定を行っていた。

財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要なところであるが、上述した自治会連合会への補助金が地方自治法上の補助金として交付される以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。

令和5年度定期監査（片浦財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和4年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、下記の事項を除き、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。

[除外事項]

- 1 財産区区有林の管理を依頼した管理人に対する謝礼金を支払っていなかった。財産の管理に係る支出事務を適正に執行する必要がある。

また、是正又は改善を要するものとして指摘すべき事項が上記のほかに認められたので、以下に記載する。

- 1 自治会連合会に交付した補助金について、実績報告書に事業結果報告書が添付されていなかった。

財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要なところであるが、上述した補助金が地方自治法上の補助金として交付される以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。

令和5年度定期監査（曾我財産区）の結果に関する報告書

第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定による監査（同条第4項の定期監査として実施）

第3 監査の対象

主として令和4年度の財産管理その他の財務に関する事務の執行

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確であるかを確かめるため、財産区の設置目的及び過去の監査結果を踏まえ、重要リスク及び主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

1 財産管理事務

重要リスク	着眼点
財産の所有・管理区分ごとの権利関係、面積等の情報が正確に管理されないリスク	・財産台帳は適正に作成・管理されているか ・財産に係る契約書類は適正に管理されているか

2 収入・支出・契約事務

重要リスク	着眼点
財産に係る収入が正しく行われぬリスク	・財産の取扱いは適正か ・額の算定、調定・納入通知は適正か
財産管理に係る支出・契約が適正に執行、履行されないリスク	・執行手続きは適正か ・契約・支出内容は適正か ・履行確認は適時適正に行われているか
条例に適合しない支出が行われるリスク (議員報酬)	・報酬等の支出は条例の規定に従って行われているか
その他財産管理に直接資する経費以外の支出につき不要・不適正な執行が行われるリスク (食糧費・旅費・補助金)	・支出は法令に適合し、正確であるか

第5 監査の実施内容

財産台帳、山林の分収に係る契約書、会計伝票、決裁文書等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証憑との照合を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第6 監査の結果

上記第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、財務に関する事務の執行は、重要な点において法令に適合し、正確であると認められた。